

5次公募

令和4年度 補正予算

事業承継・ 引継ぎ補助金

公募要領公開

2023年3月14日（火）

交付申請受付期間

2023年5月12日（金）
17:00（予定）まで

Webサイト



<https://jsh.go.jp/r4h/>



事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎ補助金は、中小企業者及び個人事業主が事業承継、事業再編及び事業統合を契機として新たな取組を行う事業等について、その経費の一部を補助することにより、事業承継、事業再編及び事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的とする補助金です。中小企業生産性革命推進事業 事業承継・引継ぎ補助金（5次公募）では、以下の3事業を設定しています。

経営革新事業のポイント（→P3）

経営革新事業は、事業承継・事業再編・事業統合等を契機として
経営革新等に取り組む中小企業者等を支援するものです。

1 一定の賃上げを実施した場合における補助 上限額が800万円に引き上げられました

本補助事業における補助上限額は原則600万円ですが、一定の賃上げを実施した場合、補助上限額が800万円に引き上げられます。なお、補助額の内、600万円までの部分は補助率は3分の2、600万円を超え800万円以下の部分の補助率は1/2以内となります。

2 同一法人内の代表者交代の場合は、未来 の承継も補助対象となりました

事業承継前の取組を補助金の対象とすることで、後継者の早期成長を後押しし、事業承継の早期化・円滑化につながるものと考えられることから、一部要件の緩和を行いました。「未来の承継」として、後継者候補を主体に事業承継前における経営革新的な取組にかかる費用を支援します。

専門家活用事業のポイント（→P4）

専門家活用事業は、事業再編・事業統合に伴う中小企業者等の
経営資源の引継ぎに要する経費の一部を補助するものです。

1 同一案件について、買い手・売り手の双方に よる申請が可能です

専門家活用事業では、買い手支援型（承継者）と売り手支援型（被承継者）の2つの類型がありますが、同一の経営資源引継ぎ（M&A）案件について、買い手と売り手の双方がそれぞれの類型で申請することも可能です。

2 「M&A支援機関登録制度」に登録された 専門家による支援が対象です

委託費のうち、FA・M&A仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援のみが補助対象となります。なお、登録FA・仲介業者については、中小企業庁HP又はM&A支援機関登録制度事務局HPにおいて公表されています。

廃業・再チャレンジ事業のポイント（→P5）

廃業・再チャレンジ事業は、事業再編・事業統合に伴う中小企業者等の
再チャレンジに取り組むための廃業に係る経費の一部を補助するものです。

パターン 1 会社自体の廃業

会社自体を廃業するために、補助事業期間内に廃業登記を行う、在庫を処分する、建物や設備を解体する、原状回復を行う事業

再チャレンジ申請

経営革新（併用）

専門家活用（併用）

パターン 2 事業の一部の廃業

事業の一部を廃業（事業撤退）するために、補助事業期間内に廃業登記を行う、在庫を処分する、建物や設備を解体する、原状回復を行う事業

再チャレンジ申請

*併用申請のみ

経営革新（併用）

専門家活用（併用）

経営革新事業

創業支援型(Ⅰ型)

創業を契機として、引き継いだ経営資源を活用して経営革新等に取り組む者を支援する類型

対象

- 事業承継対象期間内*に法人の設立又は個人事業主としての開業を行う場合
 - 創業にあたって、廃業を予定している者等から、有機的・一体としての経営資源を引き継ぐ場合
- *2017年4月1日から2024年1月22日

経営者交代型(Ⅱ型)

親族内承継や従業員承継等の事業承継を契機として、経営革新等に取り組む者を支援する類型

対象

- 個人事業主への事業譲渡
- 同一法人内での代表者交代

M & A 型(Ⅲ型)

事業再編・事業統合等のM&Aを契機として、経営革新等に取り組む者を支援する類型

対象

- 株式譲渡や事業譲渡、吸収分割等によりM&Aを実施する場合*
- *親族内承継は対象外

補助対象経費

店舗等借入費

設備費

謝金

外注費

廃業費

産業財産権等関連経費

原材料費

旅費

委託費

廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用

マーケティング調査費

会場借料費

広報費

廃業費

補助率・補助上限額

条件	賃上げ	補助上限額	補助額	補助率
①小規模企業者 ②営業利益率低下 ③赤字 ④再生事業者等のいずれかに該当	実施	800万円	600万円超～ 800万円相当部分	1/2以内
	実施せず	600万円	～600万円相当部分	2/3以内
上記①～④ 該当なし	実施	800万円	-	1/2以内
	実施せず	600万円		

Point1 営業利益率低下の要件

※詳細は公募要領をご確認ください。

以下のいずれかの要件を満たす場合、補助率は3分の2となります。

1. 直近の事業年度と2期前の事業年度における営業利益率を比較した場合に低下していること
2. 直近の事業年度及び交付申請時点で進行中の事業年度のうち、それぞれ任意の連続する3か月（当該期間の前年度同時期）の平均における営業利益率を比較した場合に低下していること

Point2 賃上げの要件

以下のいずれかの要件を満たす場合、補助上限額は800万円となります。

1. 補助事業期間終了時に、事業場内最低賃金が地域別最低賃金 + 30円以上の賃上げ
2. 上記に既に達成している事業者は、補助事業期間終了時に、事業場内最低賃金 + 30円以上の賃上げ

専門家活用事業

買い手支援型（Ⅰ型）

事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り受ける予定の中小企業等を支援する類型

対象

株式・経営資源の引継ぎに関する最終契約書の契約当事者（予定含む）となる中小企業者等

売り手支援型（Ⅱ型）

事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り渡す予定の中小企業等を支援する類型

対象

株式・経営資源の引継ぎに関する最終契約書の契約当事者（予定含む）となる中小企業者等

共同
申請

株式譲渡の場合は、支配株主（株式譲渡に伴い異動する株式を発行している中小企業の、議決権の過半数を有する株主）または株主代表（議決権の過半数を有する株主の代表者）との共同申請が可能です。

Point1 補助下限額の引き下げ

前回の公募では、専門家活用事業の補助下限額は100万円であったのに対し、本補助金では50万円に引き下げられました。これにより、補助金を活用できる事業の幅が広がりました。

Point2 補助率の引き上げ

①小規模企業者、②営業利益率が低下、③営業利益または経常利益が赤字、④中小企業活性化協議会等からの支援を受けている、のいずれかに該当する場合、補助率は2/3以内に引き上げられます。

Point3 事業譲渡時の引継ぎ要件

事業譲渡の場合、有機的・一体的な経営資源の譲受・譲渡*が対象となります。

*例えば、有形資産（物品・設備等）のみ、無形資産（ブランド・ノウハウ等）のみの譲渡は原則対象外となります。

Point4 補助対象者の条件

補助対象者（法人）の代表者が、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者又はその代表者であった場合、補助対象外となります。

補助対象経費

委託費*

謝金

システム利用料

廃業費

*FA・仲介業務の着手金・中間報酬・成功報酬等は委託費に含まれる。

旅費

保険料

外注費

廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用

補助率・補助上限額

類型	補助率	補助下限額	補助上限額	上乗せ額 (廃業費)
買い手支援型	2/3以内	50万円	600万円以内	+150万円以内
売り手支援型	1/2又は2/3以内			

※詳細は公募要領をご確認ください。

廃業・再チャレンジ事業

単独申請

再チャレンジ申請

M&Aで事業を譲り渡せなかった廃業・再チャレンジ

<要件>

M&Aによって事業を譲り渡せなかった中小企業者等の株主や個人事業主が、地域の新たな需要の創造や雇用の創出にも資する新たなチャレンジをするために、既存事業を廃業する場合

- ・2020年以降に売り手としてM&Aに着手し、6か月以上取り組んでいること
- ・廃業の完了と、その後の再チャレンジ*

注意！

再チャレンジ申請は、

- ・補助事業期間内の廃業完了が必須要件です。
- ・廃業予定の中小企業と、その支配株主や株主代表との共同申請が必須となります。（個人事業主を除く）

*再チャレンジの内容

- ・新たな法人の設立
- ・個人事業主としての、新たな事業活動の実施
- ・自身の知識や経験を活かせる企業への就職や社会への貢献等

併用申請

<要件>

経営革新

事業承継に伴う廃業

事業承継（事業再生を伴うものを含む）によって事業を譲り受け、新たな取り組みを実施するにあたって、既存の事業や、譲り受けた事業の一部を廃業する場合

事業承継後（M&A後）の新たな取り組みの実施

専門家活用（買い手）

事業の譲り受けに伴う廃業

M&Aによって事業を譲り受ける（他者の経営資源を引き継いで創業した場合も対象）にあたって、既存の事業や、譲り受けた事業の一部を廃業する場合

M&Aによる、他者からの事業の譲り受け（全部／一部譲渡）

専門家活用（売り手）

事業の譲り渡しに伴う廃業

M&Aによって事業を譲り渡す場合に、M&A後も手元に残った事業を廃業する場合

M&Aによる、他者への事業の譲り渡し（全部／一部譲渡）

補助対象経費

廃業支援費

廃業・清算に関する専門家活用費用及び従業員の人件費

在庫廃棄費

既存の事業商品在庫を専門業者に依頼して処分した際の経費

解体費

既存事業の廃止に伴う建物・設備等の解体費

原状回復費

借りていた設備等を返却する際に義務となっていた原状回復費用

リースの解約費

リースの解約に伴う解約金・違約金

移転・移設費用

効率化のため設備等を移転・移設するために支払われる経費

補助対象経費・補助率・補助上限額

対象となる経費	補助率	補助下限額	補助上限額
廃業支援費等	2/3以内	50万円	150万円以内

※詳細は公募要領をご確認ください

交付申請の流れ

「gBizIDプライム」アカウントの取得

電子申請システム「jGrants」の利用前に、「gBizIDプライム」アカウントを取得する
(1～2週間程度)

専門家活用事業の場合は不要

本事業のWebサイトより認定経営革新等支援機関による確認書をダウンロード

認定経営革新等支援機関から本補助金に係る確認書を取得する

申請に必要な書類の準備

当てはまる交付申請類型に則って、必要書類を準備する

オンライン申請フォーム（jGrants）に必要事項を記入

「必要書類チェックリスト」で申請様式、必要書類に相違・不足ないか確認

オンライン申請フォーム（jGrants）に提出する必要書類を添付

申請処理を行い、申請状況を確認

よくあるご質問

Q1 事業承継・引継ぎ補助金とは、どのような補助金ですか。

A1 本補助金は、多くの中小企業で後継者が未定となっている状況の中で、費用負担の軽減や承継後の積極的な投資を促進するために、中小企業者の事業継承・経営資源引継ぎに要する費用を、一部補助するものです。

Q2 この補助金について、どのように理解を深めればよいでしょうか。

A2 本補助金WEBサイトから公募要領をダウンロードの上、当補助金の全体像、対象者や対象事業、申請方法等をご確認下さい。

Q3 公募要領を読みましたが、補助金の全体像を理解するために、他に参考になるものはありますか。

A3 事業承継・引継ぎ補助金の全体の概要、及び経営革新、専門家活用、廃業・再チャレンジの各事業の全体像を分かり易く説明した動画を用意しております。是非、各補助事業のページからご覧ください。

Q4 補助金は法人税等の対象となりますか。

A4 補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであるため、法人税等の課税対象となります。

Q5 公募要領や、交付申請に必要な書類を郵送してもらうことはできますか。

A5 公募要領や、交付申請に必要な書類の郵送は実施しておりません。本補助金に関連する資料や書面等については、全て本補助金WEBサイト上に掲載してまいりますので、該当ページからダウンロードしてください。

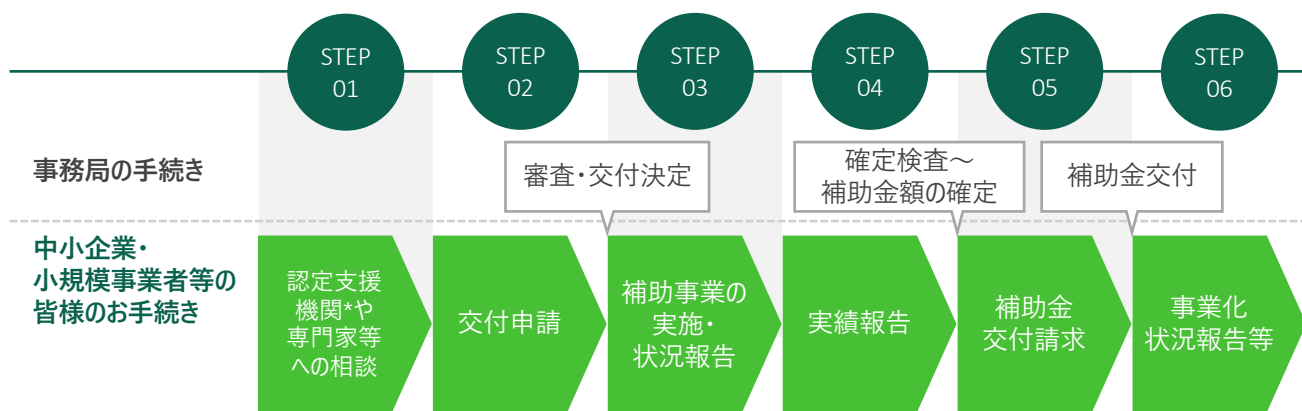
Q6 事務局から連絡を受ける際に、一般社員に情報が漏れないように配慮してもらうことはできますか。

A6 jGrants上の交付申請フォーム上に、申請担当者情報（担当者メールアドレス、担当者電話番号、担当者氏名）をご用意しております。事務局からの連絡については、jGrantsに記載された連絡先へ実施しますので、希望する連絡先等を入力してください。

Q7 国（独立行政法人を含む）の他の補助金・助成金の利用を考えています。本補助金と両方、利用することはできますか。

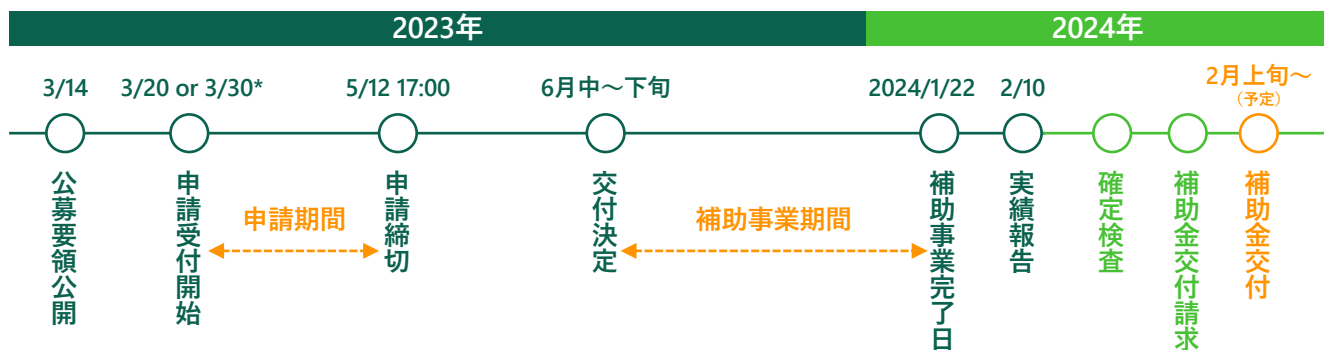
A7 本補助金の補助対象事業期間内に、同一事業（テーマや事業内容が同じ）で国（独立行政法人を含む）の他の補助金、助成金の交付を受けている、又は受けることが決まっている場合は、本補助金を利用できません。また、交付申請の対象外となります。ただし、例外もありますので、他の補助金・助成金との交付実績等を踏まえた交付申請の可否については、公募要領をご確認ください。

補助金交付までの流れ



*認定支援機関＝認定経営革新等支援機関

5次公募 申請スケジュール



*申請受付開始日は、経営革新事業及び廃業・再チャレンジ事業は2023/3/20、専門家活用事業は2023/3/30となります。

*上記スケジュールは公募要領公開時点での予定となります。変更となる可能性がありますので、ご了承ください。

事業承継・引継ぎ補助金Webサイト

<https://jsh.go.jp/r4h/>



お問い合わせ窓口

『事業承継・引継ぎ補助金事務局（経営革新事業）』

TEL：050-3615-9053

『事業承継・引継ぎ補助金事務局（専門家活用事業／廃業・再チャレンジ事業）』

TEL：050-3615-9043

※電話受付時間 [10:00～12:00、13:00～17:00（土・日・祝日を除く）]

※電話番号は、2023年6月以降に新番号へと変更予定です。2023年6月以降お電話の際には、Webサイト等から番号をご確認ください。